

第 7 3 回電力・ガス取引監視等委員会の 議事の報告について

(趣旨)

平成 29 年 2 月 17 日、「一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則の一部を改正する省令」が公布され、同日、経済産業大臣から一般送配電事業者に対し、認可申請中の託送供給等約款について補正指示が行われた。これを受け、一般送配電事業者（10 社）は、平成 29 年 2 月 28 日付けで託送供給等約款の認可申請の補正申請を行い、同日、経済産業大臣から本委員会に対し、電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第 3 条第 5 項の規定に基づき、補正指示を受けた託送供給等約款の認可について、意見聴取が行われた。

これに対し、電力・ガス取引監視等委員会運営規程第 2 条第 2 項の規定に基づき、平成 29 年 2 月 28 日に第 7 3 回の本委員会を书面開催した旨報告する。

1. 経緯

本年 4 月 1 日の「電気事業法等の一部を改正する等の法律」（平成 27 年法律第 47 号、以下「改正法」という。）の一部施行（ネガワット部分の施行）に向けて、一般送配電事業者（北海道電力株式会社、東北電力株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、中部電力株式会社、北陸電力株式会社、関西電力株式会社、中国電力株式会社、九州電力株式会社、四国電力株式会社及び沖縄電力株式会社。以下「10 社」という。）は、改正法附則第 3 条第 1 項の規定に基づき、平成 28 年 10 月 31 日付けで経済産業大臣に対し、ネガワット事業者が電力量調整供給を受ける際の料金その他の供給条件を定めた託送供給等約款（以下単に「託送供給等約款」という。）の認可申請を行った。

これを受け、経済産業大臣から、改正法附則第 3 条第 5 項の規定に基づき、本委員会に対し意見聴取が行われ、本委員会は、平成 29 年 2 月 8 日付けで、本約款を認可することに異存がない旨の意見回答を行ったところ。

その後、平成 29 年 2 月 17 日、「一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則の一部を改正する省令（平成 29 年経済産業省令第 7 号）」（FIT 法の改正に伴う改正）が公布され、同日、経済産業大臣から一般送配電事業者（10 社）に対し、認可申請中の託送供給等約款について、同省令の規定を踏まえ、電力量調整供給の特別措置に関する改正を適切に反映する等の補正を行うよう指示がなされた。

これを受け、一般送配電事業者（10 社）から平成 29 年 2 月 28 日付けで補正の申請があり、同日、経済産業大臣から、改正法附則第 3 条第 5 項の規定に基づき、本委員会に対し意見聴取が行われた（資料 4-2）。

(注) 変更箇所は 10 社共通のため、東京電力パワーグリッド株式会社の託送供給等約款認可申請補正書及び新旧対照表のみを、資料 4-2（別添）及び資料 4-3 として、添付する。

2. 託送供給等約款の主な変更箇所

本年4月から施行される改正FIT法により、FIT電気の買取義務者が小売電気事業者等から送配電事業者に変更される。これに合わせて、インバランス特例制度も変更されることとされた（資源エネルギー庁・電力基本政策小委員会、電力需給検証小委員会合同会議において議論され承認された。）。

今回の補正申請は、これに伴う改正を施すものである。

(参考) 本年4月から導入されるインバランス特例制度の概要

- (1) 特例制度①：送配電事業者が買い取ったFIT電気を、卸取引市場での引渡しをせずに、電源を特定して小売電気事業者に相對供給する場合において、小売電気事業者がインバランス精算の主体、一般送配電事業者が計画発電量の設定を行う仕組み
 - 特例発電バランシンググループを設定し、発電量調整供給契約を締結する。
 - インバランス料金は、回避可能費用に基づき算出される。
 - インバランスリスク料は申し受けない。
- (2) 特例制度②：送配電事業者が買い取ったFIT電気を、卸取引市場での引渡しをせずに、電源を特定して小売電気事業者に相對供給する場合において、小売電気事業者がインバランス精算の主体、かつ計画発電量の設定を行う仕組み
 - 特例発電バランシンググループを設定し、発電量調整供給契約を締結する。
 - インバランス料金は、通常のインバランス価格（市場連動の α 値、 β 値）に基づき算出される。
 - インバランスリスク料の受け渡しについて規定。
- (3) 特例制度③：送配電事業者が買い取ったFIT電気を、卸電力取引市場に投入する場合又はFIT電源を特定しないで小売電気事業者に相對供給する場合において、送配電事業者がインバランス精算に準じた会計整理等の主体、一般送配電事業者が計画発電量の設定を行う仕組み
 - インバランス精算は送配電事業者の内部処理のため、インバランス料金の支払については特に規定なし。

3. 認可申請に係る意見

審査の結果、補正申請があった託送供給等約款は、改正法附則第3条第2項の各号のいずれにも適合していると認められるため、資料4-1により、本委員会として当該認可を行うことに異論がない旨を回答した。

以 上